

木造住宅合理化システム認定申請書類の作成要領

(財)日本住宅・木材技術センター

木造住宅合理化システム認定申請書類の作成要領は、合理化システムの認定実施要領 4 に基づき、次のとおり定める。

- 1 申請書類
申請書類は、申請書と関係書類等で構成する。
- 2 申請書
 - ①申請書は、この作成要領の木造住宅合理化システム認定申請書（木造住宅合理化システム認定規程第 10 条の規程様式 5）により作成する。
 - ②申請書は、正副 2 部とする。
- 3 関係書類
 - ①関係書類は、この作成要領（合理化システムの認定実施要領 4 の実施別記 2）により作成する。
 - ②関係書類は、正副 2 部とする。
 - ③用紙の大きさは A 4 判とし、縦使い横書きとする。ただし、業務経歴書等が既に作成されているものを利用する場合は、この限りでない。また、図表等は折り込みとしてもよい。
 - ④関係書類以外で試験・解析・調査データなど参考になると思われるものがあれば、参考資料として添付する。
 - ⑤関係書類は、申請書と別にしてファイルに綴じる。また、長期性能タイプの場合は、ファイルを第 1 部、第 3 部及び添付書類の 3 分冊とする。
 - ⑥ファイルは A 4 判左綴じとし、頁数を中央下又は右下に記入する。
 - ⑦関係書類は、項目順に綴じ、最初の頁に目次をつける。
また、項目ごとに口取紙をつけ、これに項目番号等を記入する。
- 4 関係書類の記載事項等
 - ①基準性能タイプの場合 : 下表の第 1 部を関係書類として作成する。
 - ②次世代耐用性能タイプの場合 : 下表の第 1 部及び第 2 部を関係書類として作成する。
 - ③長期性能タイプの場合 : 下表の第 1 部及び第 3 部を関係書類として作成する。

第1部：合理化システムに関する事項

	項目	記載内容等
I システムの内容	1 合理化項目と内容	○システムの生産体制・供給体制についての合理化項目を整理する。
	2 合理化の内容と効果 2.1 生産体制 2.2 供給体制	○上記1の合理化項目の内容と効果を解説する。
	3 住宅の計画 3.1 計画の基本的考え方 3.2 住宅の設計	○基本的な考え方、特徴、目標、狙い等について説明する。 ○計画条件、仕上げ表、住宅仕様等について
	4 住宅供給などの方法 4.1 実施体制の分担等 4.2 申請者の組織 4.3 業務処理	○供給対象地域、受注から設計・施工・アフターサービスまでの実施体制について
	5 住宅供給に関する合理化 5.1 住宅平面計画など 5.2 設計・見積り 5.3 資材調達・生産・加工	○合理化などの内容とその効果について ○設計・見積りについての合理化とその効果について ○資材などの調達・生産・加工の合理化された方法とその効果について ○施工の計画・技術・機器・工程などに係る合理化とその効果について
	6 標準部材の寸法・品質等 6.1 部材の寸法・品質 6.2 継手・仕口の構造方法	○部材の寸法・品質について記入する。また、火打ち材を省略する場合、大臣が定める基準に従った構造計算書とその特記仕様書を付ける。 ○継手・仕口の接合方法を記入する。
	7 住宅の保全計画 7.1 保守計画 7.2 修繕計画 7.3 保全計画書	○35年間の保守及び修繕計画について説明する。 ○建築主に提示する保全計画書を添付する。
	8 工事費の内容 8.1 積算書・価格等 8.2 価格比較表	○工事費について細目内訳書を作成のうえ、価格レベル・地域ごとの価格変動について
II 標準設計図書	①付近見取り図	○方位、道路及び目標となる地物
	②配置図	○縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び設備配管に係る外部の排水ますの位置
	③仕様書	○部材の種類、寸法及び取付方法
	④各階平面図	○縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種類、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
	⑤床面積求積図	○床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式
	⑥2面以上の立面図	○縮尺並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置
	⑦断面図又は矩計図	○縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	⑧基礎伏図	○縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法並びに床下換気孔の寸法
	⑨各階床伏図	○縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法
	⑩小屋伏図	○縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法
	⑪各部詳細図	○縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種類及び寸法
	⑫各種計算書	○構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
注：仕様書とは設計図に明示できない構造、施工方法、材料、部品、設備及び仕上げ等を明示することにより、設計図面で確認できない事項を見るために必要な図書である。よって、住宅金融支援機構の仕様書を用いる場合はシステムとの整合を図る必要がある。		
III 申請者の内容		○企業形態、資本金、完成工事高など企業内容について記載する。
IV システム概要		○システム概要の作成についてを基に、資料を作成すること。

第2部：次世代耐用性能基準に関する事項

項目	記載内容等
I 劣化の軽減に関する事項 1 申請の区分 2 劣化軽減の対策仕様 3 木材等の防腐・防蟻措置 4 認定書及び認定書の写し	○様式に沿って、仕様の内容を具体的に記述する。参考図は断面図やアイソメを用いて具体的に表現する。図などで表現できない場合は、仕様を記述する。
II 維持管理の配慮に関すること 1 申請の区分 2 維持管理対策の仕様 3 認定書及び認定書の写し	
III その他 1 基準仕様一覧 2 その他の対策仕様 3 認定書及び認定書の写し	

第3部：長期性能基準に関する事項

項目	記載内容等
I 申請概要	○申請者、システムの名称、申請内容及び住宅型式性能認定の取得有無について記載する。
II 各性能項目の仕様について 1 構造躯体等の劣化対策 2 耐震性 3 維持管理・更新の容易性 4 省エネルギー対策	○様式に沿って、各性能項目の内容を具体的に記述する。参考図は断面図やアイソメを用いて具体的に表現する。図などで表現できない場合は、仕様を記述する。
III 標準設計図書	○必要な設計図書は、第1部「II 標準設計図書」と同じものとする。 また、長期性能タイプの申請の場合は、第3部の「III 標準設計図書」に設計図書が添付してあれば、第1部の「II 標準設計図書」は省略しても良いこととする。
IV チェックシート	○「II 各性能項目の仕様について」を基に、各性能項目の仕様を簡潔に記述したチェックシートを作成する。
V 本部と加盟店の仕様の相違	○供給方法がFC本部、VC本部等の場合は、各加盟店の仕様及び情報を記述して下さい。

2 次世代耐用性能タイプの場合

< 表紙 >

< 背表紙 >

木造住宅合理化システム
次世代耐用性能タイプ
関係書類

システムの名称：○○○○○○○
申請者名：(株)○○○○○
担当部課名：○○○○○
担当者氏名：○○ ○○
連絡先：TEL○○-○○○○-○○○○
FAX○○-○○○○-○○○○

関係書類

○
○
○
○
○
○

(株)

○
○
○
○

システムの名称

申請者名

3 長期性能タイプの場合

長期性能タイプの場合は、第1部、第3部及び添付書類の3分冊のファイルが必要です。
下記の表紙・背表紙は、第1部の です。第3部及び添付書類も同様に作成して下さい。

< 表 紙 >

<背表紙>

木造住宅合理化システム
長期性能タイプ
第1部

システムの名称：○○○○○○○

申請者名：(株)○○○○

担当部課名：○○○○○

担当者氏名：○○ ○○

連絡先：TEL○○-○○○○-○○○○

FAX○○-○○○○-○○○○

第1部

○
○
○
○
○
○

システムの名称

(株)

○
○
○
○

申請者名